

建築物定期報告書

受け付けは建築指導課

旅館、病院、集会場、学校、スポーツ練習場、店舗、飲食店など、多くの人が利用する建物（特殊建築物）は、いったん火災が起ると大惨事になる恐れがあります。

このような危険を避けるため、建築基準法では特殊建築物およびこれに設置されている停電時

に点灯する非常用照明などの建築設備は、所有者または管理者が、定期的に建築士などの資格のある人に調査を依頼して特定行政庁（市役所）に報告するよう義務付けられています。

この報告書は、今までは県建設技術センターが報告書作成の指導を行い、事前審査をしてい

ましたが、本年度からは直接市役所建築指導課で受け付けます。

報告対象建築物、建築設備の所有者（管理者）には、定期報告の必要な時期に事前に市から通知をします。建築士などに調査を依頼して報告書を市役所7階建築指導課に提出してください。

：問い合わせは同課 890 6753へ。

4月1日から

市の組織を改めました

四月から、市の組織の一部が変わりました。

市の組織を一部変更

障害者福祉の充実を図るため、障害福祉課を新設しました。高齢者福祉の総合的な推進を図るため、高齢福祉課と介護保険課を統合し、介護高齢福祉課を新設しました。

公園行政の一元化・効率化

を図るため、公園緑地課と公園管理課を統合し、公園緑地課としました。

収納事務の一元化を図るため、納税課を収納課に名称を改めました。一般税と合わせ国保税の収納も収納課で扱います。

外郭団体の変更

外郭団体の公園・スポーツ施設公社と文化振興公社を統合し



豊かな市民生活のために

電話番号		
障害福祉課	福祉第1係	890 - 6140
	福祉第2係	890 - 6144
	福祉第3係	890 - 6172
介護高齢福祉課	高齢政策係	890 - 6132
	生活支援係	890 - 6152
	訪問介護係	890 - 6134
	介護認定係	890 - 6133
	介護給付係	890 - 6159
公園緑地課	管理係	890 - 6155
	管理係	890 - 6157
収納課	国保収納係	890 - 6842
市町村合併推進室	前橋広域市町	890 - 6233
	橋任意合併協	890 - 6332
	会議事務局	890 - 6334
		890 - 6335

「前橋市施設管理公社」としました。

執務室が変わりました

市町村合併推進室が5階から3階へ、学校給食会が中央公民館から10階へ移りました。

電話番号の変更

右表のとおりに変わります。組織についての問い合わせは行政管理局 890 6537へ、電話番号については管財課 890 6652へ。

長引く不況の下、このところサラリーマン金融やクレジット会社などからの多額の借金を抱え、返済困難に陥る人（多重債務者）が増えています。延滞の理由が病気、失業事故など借り主に同情するものであっても、業者の取り立ては容赦なく行われます。

広告、ビラ、看板

「借金でお困りの人はご相談ください」「借金を一本化します。保証人不要」。このような新聞の折り込み広告や電柱の張り紙、看板を見かけます。しかし、そこには大きな危険が潜んでいます。結局、業者から法外な手数料や利息を要求され、借金は減るどころか、むしろ雪だるま式に増えていきます。

「ほかでは借り入れのできない人にも即刻融資します」

業者に電話をすると「融資をする業者を紹介するが、わたしが紹介したことは、相手業者には言わないように」と

消費者の豆知識

「消費者の豆知識」

狙われる多重債務者

広告などに惑わされないで

説明される場合があります。実際には紹介などしてないにもかかわらず、紹介したと思込ませて高額な手数料を要求します。

ダイレクトメール「特別キャンペーン、超低金利」。業者の中には、多重債務者のリストを手に入れ、ダイレクトメールを送って来るものもいます。また、借金などまったく無い人にも、ダイレクトメールを送り付けるケースもあります。

日常生活の中で、目にするこのような広告、ビラ、看板、ダイレクトメールには、十分な注意が必要です。多額の借金を抱えていても、解決する方法はありません。悪質業者の広告に惑わされず、相談窓口にご相談をしましょう。：問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。

